

平成 23 年 3 月 30 日

東北地方太平洋沖地震により被災した技量資格者の認証に関する特別措置

公益社団法人 日本鉄筋継手協会
要員認証管理委員会

<主 旨>

平成 23 年 3 月 11 日（金）14：16 に発生した東北地方太平洋沖地震により、東北地方・関東地方を中心として地震と大津波による未曾有の大震災が生じた。また、これに伴う福島原発事故により、東日本に社会的混乱が生じている。

このような状況に鑑み、被災した技量資格者等の救援の観点から、技量資格者の認証に関する特別措置等を設ける。

<措置の詳細>

1. 措置の内容

- (1) 当協会が認証する、被災した技量資格者の適格性証明書の有効期限は、本人の有効期限延長申請により、次のように最長 1 年間延長できる。
 - ・有効期限が平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 9 日の期間にある適格性証明書は、平成 24 年 3 月 10 日まで延長できる。
- (2) 有効期限を延長された適格性証明書を保有する技量資格者が資格を更新しようとする場合は、上記の期間内に更新試験を受験して認証手を完了する。
- (3) 上記の期間内に中間審査を受けなければならない技量資格者は、更新試験の前日までに完了する。
- (4) 平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 9 日の期間に追試験の判定を受けた者は、本人の追試験受験期間延長申請により、平成 24 年 3 月 10 日まで延長できる。ただし、平成 23 年 3 月 10 日時点で適格性証明書の有効期限が切れている場合は、追試験の受験期間は延長されるが、適格性証明書の有効期限は延長されない。
- (5) 上記の期間内に技量資格の更新ができなかった場合は、さらに 6 ヶ月の間に同種の技量資格の新規試験を受験することができる。
- (6) 適格性証明書を紛失した場合には、本人の適格性証明書再発行申請により、適格性証明書が発行される。

2. 対象資格者

特に甚大な被害が生じた青森県、岩手県、宮城県、福島県を原則として、それ以外においても被災した地域に所在する会社に所属する技量資格者又は個人の技量資格者を対象とする。

- (1) ガス圧接技量資格者（手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接、天然ガス圧接、高分子天然ガス圧接）
- (2) 鉄筋溶接技量資格者
- (3) 鉄筋継手部検査技術者、熱間押抜検査技術者

3. 申請手続き

- (1) 該当する技量資格者本人が、協会の所定の書式（東北地方太平洋沖地震により被災した技量資格者の認証に関する特別措置 申請書）により、有効期限延長申請又は追試験受験期間延長申請あるいは適格性証明書再発行申請を行う。
- (2) 要員認証管理委員会は、申請書の内容を確認し、有効期限延長又は追試験受験期間延長あるいは適格性証明書再発行を承認する。
- (3) 有効期限の延長された適格性証明書及び紛失した適格性証明書の発行は無料とする。
- (4) 申請は、4月1日から随時受け付ける。

以上